

# R.F.C.M Heartful Report

リスク・ファイナンシャル・カウンセリング・マネジメントのハートフルレポート====2015年6月号

## ◆平成27年12月1日施行され義務化!

(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)

職場におけるパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、マタニティー・ハラスメントなど、職場におけるメンタルヘルス対策が社会問題となってから久しいですが、平成26年6月25日に「労働安全衛生法」(昭和四十七年九月三十日施行)の一部を改正する法律が法制化され、平成27年12月1日に施行されることになっています。

職場のメンタルヘルス対策に関しては、新たにストレスチェック制度の創設があり、関連する省令・告示・指針など、改正点におけるメンタルヘルス対策強化の大きなポイントは以下の3点です。

### ◆50名以上の事業所について

1. 全従業員へのストレスチェック実施
2. 高ストレス状態かつ申出を行った従業員への医師面接
3. 医師面接後、医師の意見を聴いた上で必要に応じた就業上の措置
4. 行政への報告として、会社はストレスチェックや面接指導の実施状況として以下の4点を1年に1回「労働基準監督署」に報告しなければなりません。

- ①ストレスチェックの実施時期
- ②ストレスチェックの対象人数
- ③ストレスチェックの受検人数
- ④面接指導の実施人数

また、同法第7条で【衛生管理者の選任】の選任の人数は従前の通りです。

事業場の規模⇒⇒衛生管理士

50人～200人⇒1人

201人～500人⇒2人

501人～1000人⇒3人

1001人～2000人⇒4人

2001人～3000人⇒5人

3001人以上⇒6人

また、10人～49人の事業所では【労働安全衛生法第12条の2】に基づき「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」の選任が義務付けられています。

安全衛生推進者は「労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること」等がその職務に含まれ、事業所内に産業保健スタッフがいない場合には、

## 法制化・従業員のストレスチェックの義務化!

リスクのクサリ

中心となって推進していきます。

「安全衛生推進担当者」＝「メンタルヘルス推進担当者」という事例もありますが、「メンタルヘルス推進担当者」となった人だけが担当するのではなく、会社の皆で取り組む体制作りを会社が理解することが重要です。

## ◆職場改善を生かして、生産性のアップに!

メンタルヘルスの問題は、企業の中で様々な形態で取り組んでいましたが、12月から『ストレスチェック』を実施することが義務づけられたことを、新たなコストが発生することとマイナスに捉えられている企業もあるでしょうがそれは大きな誤りです。

冷静に考えるならばコストの増加はあるかも知れませんが、「ストレスチェック」により従業員のメンタルの変化を早期にチェックできることになるので、ストレスが原因となるトラブルの発生を減少させ、業務の連携が円滑になり「労働生産性」が大きく向上することをみれば「リスクの削減」ということがいえるでしょう。

職場での事故の多くは「ストレスチェック」を日常的に継続してゆくことで、早期に発見し防止することができます。また、ある程度の成果を生む法定以上の施策を導入することをおすすめします。

業務は従業員のメンタル面が常に安定してこそスムーズに運ぶ。

「サービス生産性」「労働生産性」の向上を図るために、パワハラ、セクハラ、マタハラを原因とする「職場うつ」で苦しむ従業員をなくすことは、企業の「人的資源」を活性化させるので、労務管理者(メンタルヘルス推進担当者)の大きな使命だといえます。

『ストレスチェック』の実施については、厚生労働省からその詳細資料が無料で配付されています。また、施工後にガイドラインが示されるとのことですので、メンタルヘルス推進担当者、産業カウンセラーを中心に、最新情報を取りながら職場環境の改善に活用することをおすすめします。



愛らしさ、忠実

【花言葉】正義、貞節、

に蛍を入れ透けて見える光

を愛らしさ、忠実

を愛らしさ、忠実

を愛らしさ、忠実

を愛らしさ、忠実

を愛らしさ、忠実

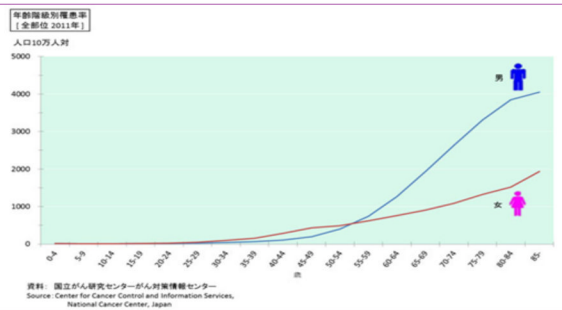
を愛らしさ、忠実

## ちよっと歳時記

各地で蛍狩りのポスターが貼られる頃、道ばたをぼんやり歩いてみると、ふと眼に入る「ホタルブクロ」はうつむき加減に咲く何と愛らしい花なのでしょう。5月末から6月にかけて薄紫のふつくらとした膨らみは、花の妖精たちのドレスのようにも見えます。多年草の花ですので毎年同じように咲くので、季節を感じる花です。関東では薄紫、赤紫の花が咲き、関西では白い花が多いと聞いたことがありますが、機会があったら関西の方に聞いてみたいと思います。昔の子供たちは、花の中に蛍を入れ透けて見える光を楽しんだようです。

今日、私達にとって癌が未だ恐ろしい病である事は紛れもない事実です。そして「日本人の2人に1人は癌に罹り、3人に1人が癌で死亡する」との統計から、生命保険会社は「がん保険」への加入を勧めてきます。

しかし一方では「がん保険」は不要であると唱える人もいます。今回は日本人の死因として最も多い癌という病気についてファイナンシャル・プランナーの視点からお話し致します。



**【がんの発症傾向】**

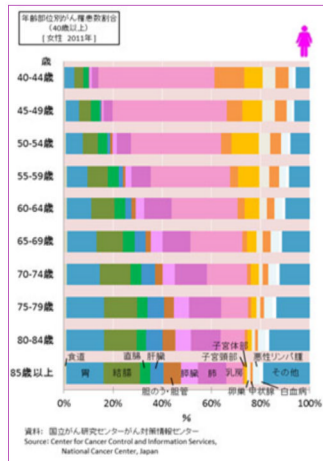
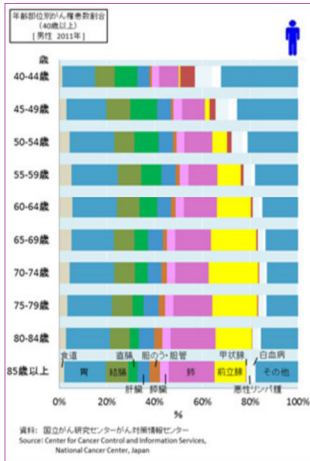
まずは独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター発表の「がん統計」をご覧ください。がん保険は治療を目的としていますので死亡率ではなく発症率に着目します。

いずれも年齢別のがん発症に関する統計です。

ここから読み取れる事は、・高齢者に多い病である・30歳を過ぎた頃から徐々に増えていく・男性は高齢になるに連れて顕著に増加する・部位別では女性特有のがんの割合が若い程に多くを占めている等々でしょう。

**【がん治療は負担が大きい】**

医療費が高額になってしまった場合に「高額療養費制



**がんは身近な病気です**

ファイナンシャルプランナー 山口晶子

度」という健康保険の制度が利用できる事をご存知の方もいらっしゃると思います。高額療養費制度とは病院や薬局で支払う保険診療による医療費が高額になっても、所得や年齢に応じ自己負担額に上限がある制度です。この制度や、傷病手当、統計上がんは高齢者に多い事などを理由として「がん保険」は不要との主張も存在します。

しかし私は仕事柄、がんを過去に経験された人、治療を行っている人、がんの不安を抱えている人、家族ががんで苦しんでいる人、と様々な方々とお話しする機会があるのですが、「がんを患うと治療にはお金も体力も時間も必要になり、看病する家族も巻き込み、身体的、精神的、経済的に負担は想像以上大きい」との実感を持つに至っています。

具体例を挙げるなら、高額療養費制度の自己負担限度額の上限金額を長期に渡り支払っている場合が多い事、ご本人や看病する家族の収入の減少、健康保険適用外の治療費、治療のための食事、差額ベッド代、本人や家族の通院費、等々です。又、過去に本人や家族が癌を経験した人ほど「がん保険」を有用と考えている傾向にある事や、がんの診断を受けたとの辛い連絡を頂いた際に「まだ若いのに」と驚く事が少なくない事も付け加えておきます。

**【がん保険は念の為の重要な備え】**

残念ながら癌が身近な病気である事は現実であり、病はいつ我が身に降りかかるか分かりません。一方、癌とは生涯無縁な方もいるので、「がん保険」の要不要に正答は無く自己責任において判断するしかないのですが、私は仕事の経験と価値観からそれでも「がん保険」をお勧めする機会が多いのです。一度きりの人生に念の為の備えこそ、人生設計の重要な一部であると私は考えています。

最後にこれは私個人の人生観なのですが、人生には「想像を超える事」「思いがけない事」は少なからず起こるものだと思うのです。皆さんもご自身の過去の出来事を振り返ると大小や多少、良し悪しも様々に色々な事件があったのではないのでしょうか？そしてこの先の未来にもきっと良くも悪くも「想像を超える事」や「思いがけない事」は起きていくと思うのです。そう考えると希望も不安も膨らんできませんか？人生は、将来の希望や期待、そして安心は大き目に、不安は小さ目にありたいものですね。

**【山口 晶子さん・プロフィール】**



横浜市在住。株式会社RKコンサルティング所属。日本FP協会会員(AFP)。2014年度MDRT成績資格会員。神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合正会員。ライフプラン、保険、年金相談の他、セミナーでの講師も務める。

**気になる数字…… 60.7%  
メンタルヘルスケアに取り組む事業所**

厚生労働省が掲載している「こころの耳～働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト」では、企業における～心の健康確保と自殺や過労死などの予防～を重要課題として取り上げ、中小企業経営者、従業員、家族に向け、メンタルヘルスケアへの取り組みをわかりやすく解説しています。

現在、事業所が行っている「安全衛生管理」「労働災害防止活動」「安全衛生教育の実施状況」等の実態の実態とあるべき方向性を示

すものですが、平成27年12月から施行されることになっていますが、平成25年度の資料では、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合は60.7%であり、今後、従業員の労働災害防止等などに対する意識を把握しつつ、労働安全衛生行政を大きく推進させる取り組みが感じられるのです。

メンタルヘルスケアへの企業の取り組みは、平成24年より13.5%上昇しているようですが、従業員は、仕事や職業生活に関して強い不安や悩み、ストレスになっていると感じる事柄を持つ人の割合は平成24年に比べ8.6%減少し52.3%になっているようです。

職場では「産業カウンセラー」や「産業医」の存在と貢献度が更に重要になってくるので、ようやく『産業カウンセラー』の存在と大切さが見えてきたようです。

# 物価上昇を超える中古マンション価格の上昇？

なるほど納得……不動産!!……No.019

株式会社ありがとう・不動産

3月の記事で、緩やかな物価上昇を目指す政府の意図とは裏腹に物価上昇の目標達成は難しそうだという数字をご紹介した際、物価指数に一定以上の影響をもつ家賃には上昇が見られませんでした。

その一方で首都圏の中古マンションの坪単価はこのところ上昇傾向にあります。そのせいもあってか、首都圏の中古マンションの成約件数は前年割れが続いていました。(ご存知のとおり住宅関係は、季節変動があり、前年同月比で評価されます。)それが2015年4月度は、13カ月ぶりに前年を上回りました。

坪単価が下落したから、中古マンションが売れだしたのだろうかというグラフにしてみました。そうでもなさそうです。前年を上回った2015年4月度の首都圏の㎡単価は44.55万円、東京都は59.74万円になります。その2年前の2013年5月度の首都圏の㎡単価は、40.11万円、東京都は51.62万円でした。2年間の**上昇率は、首都圏で約11.1%、東京都で約15.7%**になります。

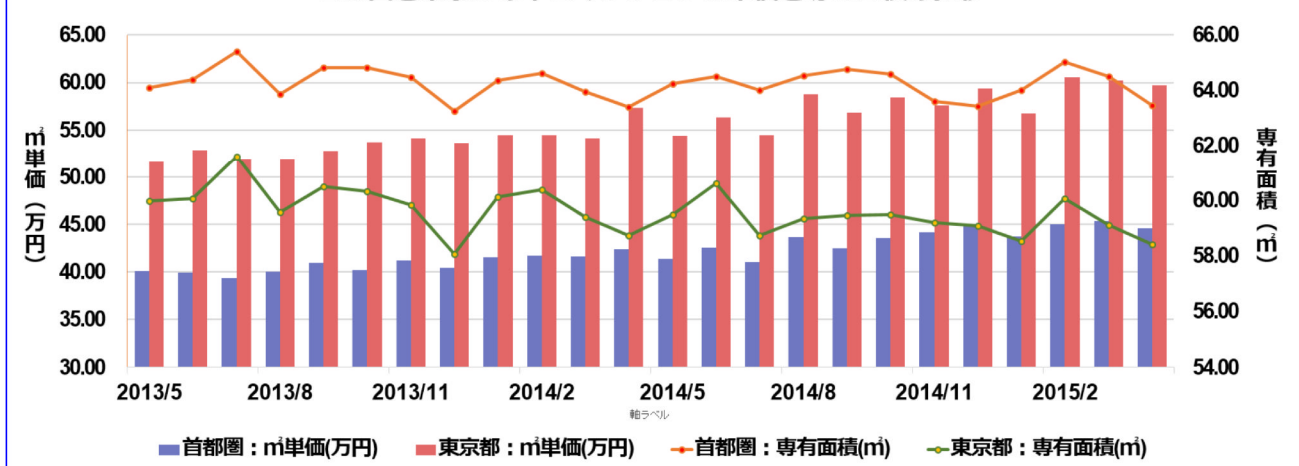
賃金上昇が見られないことなどが原因か、㎡単価の高い首都圏では、専有面積の平均がやや下降傾向にあります。そうはいつでも専有面積の広い物件が少ない

東京では、下降するといってもそう大きな下降余地はありません。2013年5月度から2015年4月度の減少率は、東京都で約2.6%、首都圏で約1.0%と微減になっています。

この坪単価の上昇傾向はおそらく、新築マンションの高騰、最近の円安傾向の影響を受けて増加した外国人による売買、東京オリンピック開催による地価上昇期待など複数の要因があると思われますが、日々暮らす家として中古マンションを検討なさっている方々にとっては、物価上昇を超える坪単価の上昇は望ましいものではありません。

空き家のさらなる増加が見込まれる状況において、次の住み替え、つまり売却が可能な物件を予算の範囲内で見つけるには、いままで以上に丁寧に地域や物件を見ていく必要があります。これから利便性の向上が見込まれる再開発地域などを中心に、マンション価値と予算のバランスを細かく見ていかなければ、首都圏で希望の物件に出会うのは、難しいかもしれません。ただ、人気のある物件はある程度古くとも売買が成立するので、人気の衰えにくい立地や環境を備えた物件を探せば、まだまだ良い買い物をする余地はあると思われれます。

首都圏と東京都の中古マンション㎡単価と専有面積の推移



## 気になる！コトバのあれこれ よく聞く表現なのに間違い!?

『間違いやすい日本語1000』  
NHKアナウンサー室 編/NHK 出版

『間違いやすい日本語1000』には、日常生活で耳にする機会が多いのに実は間違っている日本語が並んでいます。

たとえば「とんでもございません」。「とんでもない」は、「だらしない」や「みっともない」と同じで、「ない」も含めてひとつの言葉です。だから「ない」の部分を使い換え、「とんでもございません」とすることはできないのですが、実際に使われています。

また、「社長が新入社員に、はなむけのあいさつを

した」といった表現も聞きますが、これも間違いだそうです。「はなむけ」は「鼻向け」のことで、旅立つ人の無事を祈り、その人の馬の鼻を目的地の方向に向けてやる習慣があったことから生まれた言葉だそうです。門出を祝して、金品や詩歌、激励の言葉を贈ること、またその贈るものという意味の「はなむけ」を歓迎のときに使うのは相応しくないと説明されています。馬に乗る習慣がなくなり、「はな」から「鼻」を思い浮かべるのではなく「花」や「華」を連想してしまっている間違いかもしれません。

そのほか、間違いやすい漢字の読み方も数多く紹介されています。



### ●『やったことに…取締役会』でいいのか？

上場企業や資本金が比較的大きい中規模企業では、決算申告の時期になると定期株主総会を招集し、株主総会・取締役会を開催します。

中小零細企業の「事業再生」の相談を受け、株主総会議事録の提示を求めても、議事録を実施し、出席取締役が署名・捺印してファイリングされている企業がいかに少ないことか…。

有るのは、明らかに会計事務所で作成したと思われる決算報告、役員重任の議事録に取締役が捺印したもので、会社にとって明らかに重要事項の決定に関するものなどは、めったに目にすることはありません。

企業の形態の中で最もポピュラーな会社形態が、取締役会の設置された株式会社です。

つまり、ほとんどの企業が議決権数のうち3分の2以上の議決権が社長一人に集中している場合が多く、改めて多数決を要する必要がない「ワンマン会社(社長の意思を通すことができる会社)」というわけで、実際には取締役会を開かないし、議事録も必要ない…と、それはまさに『リスク』を考慮していない会社だといえます。

「取締役会設置会社」において株主総会で決議事項とされているのは…

1. 定款変更、解散、合併など会社の組織・事業の基礎的変更に関する事項、
2. 計算書類の承認や株式の第三者有利発行など株主の重要な利益に関する事項
3. 取締役など役員を選任・解任に関する事項
4. 役員報酬の決定など役員の特横防止に関する事項
5. 事後設立など法規制の潜脱防止に関する事項

### ●『株主総会』を実際に関かないときのリスクは？

実際には株主総会を開催せず、議事録だけを作成する「なんちゃって株主総会」で済ませておくことは、『株主総会決議不存在確認』の訴えの対象となり、

リスク・カウンセラー書庫記 - 133

「決議不存在」が認容判決が決定すると、その決議がなかったものとなります。

役員選任の決議や役員報酬の変更など、株主総会の決議事項として処理されていたことが、取締役が行った行為が総て覆されたり、報酬アップが決議されていたら、プラス分の報酬を返納しなければならなくなれます。

さらに、「取締役会」の決議事項であるべくことを取締役会を開催しないで実行した場合、無効となることとなります。

特に、利益相反取引の許可、競業取引の許可などは、取締役会を開催しないで経営者が独断ですすめ、事後的に問題が起きたときは取締役間の信頼関係が一気に崩れ、経営機能が崩壊することになります。

医師の診断により『認知症』であることが顕かな取締役が会長や社長の職に留まっていることを看過している中小零細企業の顧問税理士は、株主総会や取締役会の役割の重要性を十分に説明し、会社法に則る「議事録」に流れる精神を啓発する義務があると考えられますがいかがでしょうか？



### 貴社は役員会の議事録を作成していますか？

株式会社の設立、解散、合併など『改正会社法』に基づく議事録の事例集をまとめた最新書籍です。

解説書と添付のCD-ROMで議事録作成の容易にしてくれます。文言を一字一句読み取りことで、なぜ議事録が必要なのかを学ぶこともできるのではないのでしょうか。

#### 事業再生支援チーム

司法書士・行政書士  
星野文仁氏／著



### ご利用ください! 『経営危機から家族を守る!』のしおり

このキーワードは、リスク・カウンセラーが小規模経営者に向けて訴え続けている永遠のテーマです。

- ①正しく“家訓を守り”承継できる会社経営をめざす経営者
  - ②急成長したのに資金繰りに行き詰まり再生に挑む経営者
  - ③長引く経営不振に決断が先送りになり迷走している経営者
  - ④不慮の事故により経営が危機的状態となった経営者の家族
  - ⑤企業再生が失敗に終わり“起死回生”に向けて頑張る経営者
- “万が一”の経営危機を回避するには日頃からの備えが必要です。

※問題が起きる前に社内勉強会にお役立てください。  
※出張による少人数制ミニセミナーをお受けしています。

富貴への道

再生・再起への道

終活の手引き

◇発行者 株式会社 ホロニックス総研  
 ◇責任者 代表取締役・リスクカウンセラー 細野 孟 士  
 ◇連絡先 〒113-0033 東京都文京区本郷1-35-12  
 TEL.03-5684-0021 FAX.03-5684-0031  
<http://www.holonics.gr.jp>  
**【ホロニックス】**  
 (英: Holonic) 全体(ホロス)と個(オン)の合成語。  
 すなわち組織と個人が有機的に結びつき全体も個人も生かすような形態を言う。生物は個々の組織が自主的に活動すると同時に独自の機能を発揮する一方でそうした個が調和して全体を構成する (小学館「カタカナ語の事典」より)